

介護休暇、介護時間について

施行日：平成 29 年 4 月 1 日

	介護休暇	介護時間（新設）
範囲 要介護者の	<ul style="list-style-type: none"> ◆配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。） ◆2 親等以内の血族及び姻族 ◆届出をしないが事実上婚姻関係にある者の父母及び子 ◆配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。）の父母の配偶者 	
の状態 要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ◆負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合 ◆老齢とは、具体的な年齢を想定するものだけでなく、老齢により歩行等の移動、排泄、衣服の着脱、入浴、食事等に関し、介護を必要とする状態をいう。 	
期間	<p>介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内</p> <p>※介護がいったん終息した後、病気が再発した場合は、同一の要介護者についても再度介護休暇が認められる。</p>	連続する3年の期間
取得単位	<p>1日又は1時間</p> <p>※1時間を単位とする場合は、始業時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内</p>	<p>1日につき2時間を超えない範囲内</p> <p>※取得単位は30分、1日を通じ始業時刻から連続し、又は終業時刻に連続する2時間の範囲内</p>
給与の取扱い	<p>併用した取得はできない。</p> <p>※ただし、2人以上の要介護者について、それぞれ介護休暇及び介護時間が承認された場合のみ、時間単位の介護休暇を介護時間と合わせて4時間までとなるように調整すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給料及び給料の調整額については、減額 ◆退職手当算定の期間については、除算なし ◆期末手当 減額なし（基準日に介護休暇を取得していても同様） ◆勤勉手当 減額なし（基準日に介護休暇を取得していても同様。ただし、期間率は除算あり） ◆諸手当 基本的に影響なし。ただし、通勤手当については、月の全日数を勤務しない場合は支給なし ◆昇給の延伸事由に該当 	
報告 月例	<p>給与が減額されることから、休暇簿（介護休暇用）で確認のうえ、月例報告書により減額処理を行うこと。</p>	



	介護休暇	介護時間（新設）
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ◆休暇簿（介護休暇用）により所属長の確認後、市町村教育委員会に承認申請 ※医師の診断書添付（負傷、疾病の場合） ◆初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について原則一括して請求すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆休暇簿（介護時間用）により所属長の確認後、市町村教育委員会に請求 ◆できる限り多くの期間を一括で請求すること。
	<p>【指定期間の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆休暇簿（介護休暇用）に指定期間を希望する期間の初日と末日を記入して申し出ること。 ※一の継続する状態ごとに3回まで ◆予め3回の指定期間を決める必要はないこと。 ◆指定期間の延長1回に限り可能 ◆指定期間の短縮は、複数回可能 	
出勤簿	1日を単位とした場合  時間を単位とした場合 	
共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護休業手当金支給あり ※全日介護休暇を取得した日について共済組合より1日につき標準報酬日額×67%が支給（66日を超えない範囲）給付上限相当額有り ※半日や時間単位の場合は支給なし ◆共済組合の掛金は免除されない。 	◆介護休業手当金支給なし

